

掛川市条例第20号

掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月13日

掛川市長

(別紙)

掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（市の行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">（市の行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例の規定は、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第34号）附則第5条から第7条までの規定の適用の日から適用する。